



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社ナガワ
代表者名 代表取締役社長 高橋 修
(J A S D A Q コード番号 9 6 6 3)
問合せ先 取締役総務部長 矢野 範行
T E L 048 (648) 6111 (代表)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関して、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第 362 条第 4 項第 6 号）
 - (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、取締役が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役に対して教育等を行う。
 - (2) 上述の活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）
 - (1) 総務部は、コンプライアンスに関するガイドラインを策定し、社員の倫理基準を明確にする。
 - (2) 総務部はコンプライアンスに関する教育計画を策定し、実施する。
 - (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
 - (4) 総務部は、コンプライアンスについて、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。
 - (5) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

3.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）

（1）文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。

株主総会議事録

取締役会議事録

役員部長連絡会議事録

税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し

その他文書管理規程に定める文書

（2）上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2 営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。

（3）上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

（1）リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。

（2）取締役会のほかに、週 1 回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

5.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月 1 回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。

（2）経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。

（3）日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

6.当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号）

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

8.前号の使用人の取締役から独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。

9.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

（1）監査役会は、取締役及び使用人（以下「報告義務者」という。）から報告を受けべき事項を決定し、報告義務者へ通知する。

（2）報告義務者は、監査役会から要請された報告事項について、取締役会、役員部長連絡会で報告する。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

（1）監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。

（2）監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

以 上